

土浦市指名競争入札説明書

この土浦市指名競争入札説明書（以下「説明書」という。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条、土浦市契約規則（平成20年土浦市規則第14号。以下「契約規則」という。）その他の法令に基づいて土浦市が行う指名競争入札（以下「入札」という。）について適用する。

1 入札に付する事項

指名通知書に示すとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、当該入札に係る指名を受けた者のうち、入札日において次の各号に示す要件のいずれにも該当している者とする。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定により入札に参加できない者でないこと。
- (2) 土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱（平成11年3月31日告示第22号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始決定がなされ、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、土浦市の入札参加の制限を受けていない者であること。

3 入札及び開札の日時及び場所

指名通知書に示すとおり。

4 入札に関する内容を説明する日時及び場所

入札に関する説明会は原則として行わない。ただし、土浦市が特に必要があると認められた場合には、案件ごとに説明会を行うことがある。

5 設計図書、仕様書等に関する質問・回答

- (1) 設計図書、仕様書等に関する質問は、入札日の3日前（ただし、土・日・祝日を含まない）までに、所定の様式を使用し管財課へFAX（029-826-340

4) により提出すること。

質問に対する回答は、入札日の前日（ただし、土・日・祝日を含まない）までに、全指名業者に対しFAXにより行う。

(2) 入札手続及び契約条項に関する質問は、管財課に電話等により直接行うことができる。

6 入札書の提出

(1) 入札書については、土浦市公式ホームページから所定の様式をダウンロードして用いること。ただし、入札書の様式が指名通知書に特に添付されているときには、添付された様式を用いること。

(2) 入札書に記載する名義人は、指名通知を受けた者が法人である場合には代表者とする。ただし、あらかじめ契約に関する委任を受けた者（以下「受任者」という。）がある場合、受任者を入札書に記載する名義人とすることができる。

(3) 入札書には、以下の項目を記入すること。

ア 入札回数

入札書右上の所定の欄に、入札回数を記載すること。

イ 番号及び件名

指名通知書に記載された番号及び件名を記載すること。ただし、物品の納入又は賃貸借において当該番号が記載されていない場合については、件名のみを記載すること。

ウ 場所

指名通知書に記載された履行（納入）場所を記載すること。

エ 金額

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の**110分の100**に相当する金額を記載し、金額の前に「¥」マークを記入すること。ただし、仕様書等で別途指示がある場合には、その指示に従うこと。

オ 入札参加者の商号及び代表者名

入札参加者の住所、商号又は名称、代表者又は受任者の職・氏名を記載し、代表者又は受任者の印（実印又は入札参加資格審査申請時に届出のある使用印）を押印すること。

(4) 入札書はボールペン等、容易に消すことができない筆記具で記載すること。鉛筆や消せるボールペン等の書き換え可能な筆記具で記載された入札書は無効とする。

7 代理人

(1) 入札参加者は、代理人に入札させることができる。この場合、入札会場において

- 入札に関する委任状（以下「入札委任状」という。）を提出しなければならない。
- (2) (1)の方法による場合は、入札書には入札参加者の住所、商号及び、代表者名又は受任者名を記載、押印すること。記載及び押印漏れのある入札書は無効とする。なお、代理人の記名押印は不要とする。
 - (3) 入札委任状には同一時刻に執行される複数の入札を1枚に記載し提出することができる。異なる執行時刻の入札を複数記載して提出した場合は、先に執行される入札についての入札委任状として取り扱い、後に執行される入札については、別途提出しなければならない。
 - (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理人になることはできない。
 - (5) 入札参加者は、政令第167条の4の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

8 入札への出席

- (1) 入札は、指名通知書に記載された入札日時及び場所において執行する。ただし天災その他やむを得ない事由により、入札日時及び場所を変更する場合がある。
- (2) 入札時刻の5分前に開場するので、入札参加者は会場に入室のうえ、出席の確認を受けること。代理人が入札する場合は、入室後速やかに入札委任状を提出すること。
- (3) 入札時刻に入札を執行する職員（以下「執行担当者」という。）が入札開始を宣言する。入札時刻を過ぎても出席が確認できない者については、この時点で該当案件の入札参加資格を失う。
- (4) 8(3)により入札参加資格を失った者は、次回以降の指名選考において指名を回避することがある。

9 入札の執行

- (1) 入札書は、特に指定のある場合を除き、指名通知書に記載された入札日時及び場所に、直接持参しなければならない。電報又は郵便等による入札は認めない。
- (2) 入札参加者は、入札執行前に見積もる契約金額（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、指名通知書において入札保証金の納付を免除する旨が記載された案件については、この限りでない。
- (3) 執行担当者による入札方法の説明の後、入札書を入札箱に投入する。投入するときは、入札箱の番号又は件名が入札書の記載と合致していることを確認すること。
- (4) 一度入札箱に投入された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (5) 予定価格を事前に公表した入札にあっては、入札の執行回数は1回とし、再度入

札は行わないものとする。

- (6) 予定価格を事前に公表しない入札にあっては、再度入札は1回とする。2回の入札により落札者が決定しない場合は、最低価格提示者と最高3回までの見積合せを行うことがある。
- (7) 入札辞退により、適正な入札参加者が1者のみとなった場合には、当該入札を中止する。
- (8) 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約条項等を熟覧のうえ入札しなければならない。
- (9) 指名通知書に特に記載がある場合を除き、内訳書の提出は必要なしとする。

10 再度入札

- (1) 予定価格を事前に公表しない入札で開札をした場合において、入札参加者全員の入札価格が予定価格の範囲内の価格でないときは、直ちに、当該入札参加者による再度入札を行うものとする。ただし、最低入札価格と予定価格との差が大きいと認められたときは、入札を中止することがある。
- (2) 初度の入札に参加しなかった者又は初度の入札が無効であった者は、再度入札に参加することはできない。
- (3) 再度入札に参加する者は、初度の入札における最低価格よりも低い額で入札しなければならない。初度の入札における最低価格以上の入札は無効とする。
- (4) 再度入札において、適正な入札参加者が1者であった場合には、有効なものとして取り扱う。

11 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、開札宣言に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札日の前日までは、市所定の入札（見積）辞退届（以下「辞退届」という。）を管財課に直接持参し、又は郵送により提出しなければならない。
 - 郵送による場合には、入札日前日の午後5時までに管財課必着とする。
 - イ 入札日にあっては、次のいずれかの方法により提出しなければならない。
 - (ア) 指名通知書記載の入札時刻の30分前までに、辞退届を管財課に持参する。
 - (イ) 入札時刻に入札会場に来場のうえ、辞退届又は入札書に入札辞退の旨記載したものを入札箱に直接投函する。この場合、同時刻に開札する全案件の開札手続きが終わるまで会場を出ることはできない。
- (3) 一度提出した辞退届を撤回することはできない。

1.2 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札価格等を探る行為をしてはならない。

1.3 入札の延期又は中止

天災等の不可抗力や、入札参加者が談合その他公正な入札執行を妨げる行為をなした場合等、執行担当者が入札を公正に執行することができないと認めたときは、既に入札通知書に付した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることがある。

1.4 無効の入札

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者の行った入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者
 - イ 入札に関して不正の行為があった者
 - ウ 入札委任状を持参せずに、代表者又は受任者の代理をした者
 - エ 同一の入札において、他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理人をした者
- (2) 次のいずれかに該当する場合、当該入札書による入札は無効とする。
 - ア 金額が訂正された入札書
 - イ 代表者又は受任者の記名押印を欠く入札書
 - ウ 鉛筆や消せるボールペン等の書き換え可能な筆記具で記入された入札書
 - エ 誤字脱字等により、入札を希望する案件が特定できない入札書
 - オ 誤字脱字等により、入札金額その他入札の意思が不明瞭な入札書
 - カ 入札箱記載の案件と異なる入札箱に投入された入札書
 - キ 同一の入札箱に、同一人の入札書が2枚以上投入されていた場合、その者が投入した全ての入札書
 - ク 同一の入札箱に、同一人の入札書及び辞退届が投入されていた場合、投入した入札書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札条件に違反した者の行った入札は無効とする。

1 5 開札の立会い

- (1) 入札参加者は、必ず開札に立会うこととする。
- (2) 開札時においては、執行担当者の指示に従うこと。また秩序を乱し、他人に迷惑をかけたり、事務に支障をきたす原因となったり、妨害となるような行為をしないこと。これらに違反したときは退席させ、次回からの入札参加を制限することがある。

1 6 落札者の決定等

- (1) 有効な入札を行った入札参加者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 政令167条の10第2項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 16(1)又は16(2)に該当する者が2者以上あるときは、くじにより落札者及びその次の順位以降の者を決定する。この場合において、最低価格を提示した者がくじ引きを辞退した場合、辞退した者に代わり、当該入札(開札)事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
- (4) 落札者が決定した後、落札者が契約を辞退した場合は、指名停止要綱に基づき指名停止措置を行う。

1 7 契約保証金等

- (1) 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約金額が500万円未満(ただし、消費税及び地方消費税を含む)の場合には、契約保証金を免除する。

- (2) 契約保証金等の取扱いについては、契約規則の規定による。

1 8 契約書の提出

- (1) 契約書は、落札決定を受けた日から5日以内(ただし、土日祝日を除く)に提出するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、管財課の事前の了承を得た上でこれを延ばすことができる。
- (2) 落札者は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年土浦市条例第16号)の定めるところにより、議会の議決を必要とする契

約を締結しようとするときは、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結するものとする。

- (3) 18(2)に該当する契約にあつては、議会の議決があつたときに本契約が成立し、議会の議決を得られなかったときは、この契約は無効となる。契約が無効となつた場合、市は無効によって生じた損害を賠償する責任を負わない。

19 費用の負担

入札に係る申請書等の作成、提出などに要する一切の費用は、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。また、契約に要する経費は落札者の負担とする。

20 異議の申立て

入札した者は、入札後、この説明書、設計図書、仕様書、契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

21 その他

質問書、入札委任状、入札（見積）書及び入札（見積）辞退届の様式については、土浦市公式ホームページの以下の場所からダウンロードすること。

「事業者向け」 - 「入札・契約関係各種書式」 - 「入札（見積）関係」

この説明書は、平成27年4月1日から施行する。

この説明書は、平成30年4月12日から施行する。

この説明書は、令和元年8月30日から施行する。